

静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格

平成17年3月1日	告示第43号
平成17年7月1日	告示第257号
平成18年1月30日	告示第34号
平成18年3月17日	告示第146号
平成19年3月30日	告示第149号
平成19年9月28日	告示第443号
平成20年3月28日	告示第122号
平成21年3月31日	告示第145号
平成22年12月15日	告示第602号
平成29年1月13日	告示第26号
平成30年11月19日	告示第747号
令和元年12月26日	告示第510号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、静岡市が発注する建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理（以下「建設業関連業務」という。）の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を次のように定める。

第1 建設工事の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格

1 競争入札参加資格

建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下第1において「競争入札参加資格」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に定める建設工事の種類ごとに認定する。

2 一般の建設業者の競争入札参加資格

（一般の建設業者の競争入札参加資格要件）

（1）競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

ア 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について法第3条の許可を受けていること。

イ 競争入札に参加しようとする建設工事と同一種類の建設工事について、法第27条の23

第1項の規定による審査（以下第1において「経営事項審査」という。）を受けていること。

ウ 競争入札に参加しようとする建設工事と同一種類の建設工事について、経営事項審査の申請を行う日の直前1年の営業年度の期間内において完成させた実績があり、かつ、当該営業年度の終了の日まで引き続き1年以上建設業を営んでいること。

エ 静岡市税（法人にあつては法人市民税及び固定資産税、個人にあつては個人市民税及び固定資産税に限る。）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ 次の（ア）から（ウ）の届出の義務をすべて履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

（競争入札参加資格の認定）

（2）競争入札参加資格の認定は、提出された申請書類等に基づき、2年に1回定期に行うものとする。

（3）現に競争入札参加資格を有しない者で、次の定期認定の日までの間に行われる競争入札に係る資格の認定を受けようとするものについては、随時に認定を行う。

（4）市長は、（2）及び（3）の認定を行ったときは、速やかにその旨を当該建設業者に通知するものとする。

（資格の有効期間）

（5）競争入札参加資格の有効期間は、（2）の申請書類を受理した日の属する年の4月1日から同日から起算して2年を経過する日までとする。ただし、随時の認定にあつては、認定の日の翌日からその直後の西暦奇数年の3月31日までとする。

（総合点）

（6）静岡市内に本社、本店等の法上の主たる営業所を有する者（以下「市内業者」という。）には、定期認定及び追加認定を行う場合、工種別に経営事項審査の審査結果に基づく客観的事項の数値及び次に掲げる項目ごとに評定した主観的事項の数値を合算した総合点を付与するものとする。

ア 過去の工事成績

イ 表彰の履歴

ウ 災害時における応急対策活動に関する協力協定の締結状況

エ 障害者の雇用状況

オ ISO及びエコアクション21の取得状況

カ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出状況

キ 暴力団等排除の取組状況

ク 再犯防止の取組状況

(等級格付)

(7) 競争入札参加資格の認定を受けた市内業者のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事に係る認定を受けたものについては、申請書類及び総合点を評価した上、次の等級により格付を行うものとする。

ア 土木一式工事 A、B、C及びDの4等級

イ 建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事 A、B及びCの3等級

(発注基準)

(8) 等級の格付に対応する建設工事の発注基準は、次のとおりとする。

ア 次の発注基準表に掲げる建設工事の種類ごとの予定価格の区分に応じ、同表の等級欄に掲げる等級に格付けされた者とする。

発注基準表

等級	建設工事の種類と予定価格				
	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	舗装工事
A	4,000万円以上	8,000万円以上	1,500万円以上	1,500万円以上	1,500万円以上
B	4,000万円未満	8,000万円未満	1,500万円未満	1,500万円未満	1,500万円未満
	1,500万円以上	2,000万円以上	500万円以上	500万円以上	500万円以上
C	1,500万円未満	2,000万円未満	500万円未満	500万円未満	500万円未満
	500万円以上				
D	500万円未満				

イ 工事の内容によっては、発注基準表に該当する者に、上位又は下位の等級に格付けされた者を加えて選定することができる。

(適用除外)

(9) 次に掲げる競争入札については、(8)の規定は適用しない。

ア 災害復旧工事

イ 特殊工事その他市長が特に必要と認める工事

(合併等による認定等)

(10) (2) から (7) までの規定は、競争入札参加資格を有する者が合併又は分割を理由として変更届を提出する場合について準用する。この場合において、(2) 中「申請書類に基づき、2年に1回定期」とあるのは「変更届に基づき随時」と、(5) 中「認定の日の翌日」とあるのは「変更届に基づく認定の日の翌日」と読み替えるものとする。

### 3 事業協同組合の競争入札参加資格

(事業協同組合の競争入札参加資格要件)

(1) 競争入札参加資格を有する事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づいて設立された事業協同組合をいう。以下第1において同じ。)は、次に掲げる要件を備えた者とする。

ア 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について法第3条の許可を受けていること。

イ 官公需の受注に係る適格組合証明を受けていること。

ウ 競争入札に参加しようとする建設工事と同一種類の建設工事について、経営事項審査を受けていること。

エ 競争入札に参加しようとする建設工事と同一種類の建設工事について、経営事項審査の申請を行う日の直前1年の営業年度の期間内において完成させた実績があり、かつ、当該営業年度の終了の日まで引き続き1年以上建設業を営んでいること。

オ 静岡市税(法人にあつては法人市民税及び固定資産税、個人にあつては個人市民税及び固定資産税に限る。)並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)の届出の義務をすべて履行していること(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(競争入札参加資格の認定等)

(2) 事業協同組合に係る競争入札参加資格の認定及び当該資格の有効期間並びに等級格付については、2の(2)から(8)までの規定を準用する。

#### 4 共同企業体の競争入札参加資格

(共同企業体の競争入札参加資格要件)

(1) 競争入札参加資格を有する共同企業体は、その構成員のそれぞれが2に規定する一般の建設業者の競争入札参加資格を有する者とする。ただし、経常建設工事共同企業体の構成員は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であるものとする。

(競争入札参加資格の認定及び等級格付)

(2) 共同企業体に係る競争入札参加資格の認定は、提出された申請書類に基づき、随時行うものとし、経常建設工事共同企業体に係る当該認定及び等級格付については、2の(4)及び(6)から(9)までの規定を準用して行い、特定建設工事共同企業体に係る当該認定については、市長が別に定める。

(資格の有効期間)

(3) 競争入札参加資格の有効期間は、認定の日の翌日から2の(5)に規定する一般の建設業者の競争入札参加資格に係る次の定期認定の日(特定建設工事共同企業体にあつては、当該共同企業体の協定書に規定する共同企業体の存続期間の終了日)までとする。

#### 5 建設工事入札参加資格審査申請書の提出の時期、方法等

(1) 提出時期

ア 一般の建設業者及び事業協同組合の場合

(ア) 定期認定 西暦の奇数年の1月15日から1月31日までの間。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、当該期間の経過後においても提出することができる。

(イ) 随時認定 随時

イ 共同企業体の場合 随時

(2) 提出方法及び場所 市長が指定する方法及び場所

(3) 提出部数 1部

(4) 提出書類

ア 一般の建設業者の場合

(ア) 建設工事入札参加資格審査申請書

(イ) 工事経歴書

(ウ) 営業所一覧

(エ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し

(オ) 申請者が法人である場合においては登記事項証明書(申請者が公益法人等である

場合においては、定款又は寄附行為)、個人である場合においては身分証明書及び後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書(成年被後見人等であることの記録がない旨を証するもの)

- (カ) 静岡市内に営業所を有する者である場合は、静岡市に納めた市民税及び固定資産税に係る納税証明書、又は法人設立・設置・転入届出書
- (キ) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- (ク) 法上の主たる営業所以外の営業所の長に契約締結等の権限を委任する場合にあっては、当該委任状及び委任先の許可工種が記載された建設業許可申請書別表の写し
- (ケ) 静岡市内に法上の主たる営業所を有する者である場合は、次の書類
  - a 役職員名簿
  - b 技術者一覧表
  - c 工種別技術者数
  - d 営業所専任技術者一覧表
- (コ) その他市長が必要があると認める書類

#### イ 事業協同組合の場合

- (ア) 建設工事入札参加資格審査申請書
- (イ) 官公需適格組合証明書の写し
- (ウ) 工事経歴書
- (エ) 営業所一覧
- (オ) 登記事項証明書
- (カ) 役職員名簿
- (キ) 組合員名簿
- (ク) 組合に常勤する技術者の経歴調書
- (ケ) 共同受注規約
- (コ) 配分基準
- (サ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し(特例計算を申請する場合にあっては、事業協同組合及び審査対象者に係る分)
- (シ) 経営事項審査の総合評定値集計表(特例計算を申請する場合に限る。)
- (ス) 静岡市内に営業所を有する者である場合は、静岡市に納めた市民税及び固定資産税に係る納税証明書、又は法人設立・設置・転入届出書
- (セ) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

- (ソ) 法上の主たる営業所以外の営業所の長に契約締結等の権限を委任する場合にあっては、当該委任状
- (タ) その他市長が必要があると認める書類
- ウ 共同企業体の場合
  - (ア) 建設工事入札参加資格審査申請書
  - (イ) 共同企業体協定書の写し
  - (ウ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し（各構成員のもの）
  - (エ) 総合評定値集計表
  - (オ) その他市長が必要があると認める書類
- (5) 変更等の届出
  - 申請後、次に掲げる事由に該当することとなったときは、速やかに届け出ること。
  - ア 次に掲げる事項を変更したとき。
    - (ア) 商号又は名称
    - (イ) 代表者又は権限の委任を受けた営業所長等
    - (ウ) 本社、本店、営業所等の所在地又は電話番号等
    - (エ) 許可を受けた建設業の種類又は区分
    - (オ) 使用印（社印又は代表者印）
  - イ 組織変更したとき（個人営業を法人営業に切り替える場合を含む。）。
  - ウ 申請者が死亡したとき。
  - エ 合併、分割、解散、営業譲渡又は廃業をしたとき。

## 6 資格の認定の取消し

市長は、競争入札参加資格を有する者が地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11第1項に該当する者となったとき、不正の手段により当該資格の認定を受けたと認められるとき、又は法第3条の許可が失効し、若しくは取り消されたときは、当該資格を取り消し、その者にその旨を通知する。

## 第2 建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格

(業種区分)

- 1 建設業関連業務の委託契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下第2において「競争入札参加資格」という。）は、次に掲げる業種ごとに認定する。
  - (1) 測量
  - (2) 建築関係建設コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土

木建築に関する工事の調査、企画、立案若しくは助言を行う業務（以下第2において「建設コンサルタント業務」という。）のうち建築に関するものをいう。）

(3) 土木関係建設コンサルタント業務（建設コンサルタント業務のうち土木に関するものをいう。）

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

(競争入札参加資格)

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第4条第1項に規定する要件を備えていること。ただし、営業に関して法律上登録等を受けていることが必要とされる建設業関連業務について当該登録等を受けていない者は、競争入札参加資格を有しないものとする。

(2) 競争入札に参加しようとする1の(1)から(5)の業種と同一種類の業種について、当該申請日の直前1年の営業年度の期間内において完成させた実績があること。

(3) 静岡市税（法人にあつては法人市民税及び固定資産税、個人にあつては個人市民税及び固定資産税に限る。）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(競争入札参加資格の認定)

3 競争入札参加資格の認定は、提出された申請書類に基づき、2年に1回定期に行うものとする。

4 現に競争入札参加資格を有しない者で、次の定期認定の日までの間に行われる競争入札に係る資格の認定を受けようとするものについては、随時に認定を行う。

5 市長は、3及び4の認定を行ったときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(資格の有効期間)

6 競争入札参加資格の有効期間は、3の申請書類を受理した日の属する年の4月1日から同日から起算して2年を経過する日までとする。ただし、随時の認定にあつては、認定の日の翌日からその直後の西暦偶数年の3月31日までとする。

(合併等による認定等)

7 第1の2の(10)の規定は、競争入札参加資格を有する者が合併又は分割を理由として変更届を提出する場合について準用する。

(建設業関連業務入札参加資格審査申請書の提出時期、方法等)

8 建設業関連業務入札参加資格審査申請書の提出の時期、方法等は、次に掲げるところによる。

(1) 提出時期

ア 定期認定 西暦の偶数年の1月15日から1月31日までの間。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、当該期間の経過後においても提出することができる。

イ 随時認定 随時

(2) 提出方法及び場所 市長が指定する方法及び場所

(3) 提出部数 1部

(4) 提出書類

ア 建設業関連業務入札参加資格審査申請書

イ 業態調書

ウ 測量等実績調書

エ 技術者経歴書

オ 営業所一覧

カ 申請者が法人である場合においては登記事項証明書（申請者が公益法人等である場合においては、定款又は寄附行為）、個人である場合においては身分証明書及び後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書（成年被後見人等であることの記録がない旨を証するもの）

キ 営業に関し、法律上必要とされる登録等を受けていることを証する書類

ク 当該申請日の直前1年又は2年の各営業年度の貸借対照表及び損益計算書

ケ 静岡市内に営業所を有する者である場合は、静岡市に納めた市民税及び固定資産税に係る納税証明書、又は法人設立・設置・転入届出書

コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

サ 本社、本店以外の営業所の長に契約締結等の権限を委任する場合にあっては、当該委任状

シ その他市長が必要があると認める書類

(5) 申請者が次のアからウまでに掲げる者であるときは、(4)のウからカまでに掲げる書類に代えて当該アからウまでに掲げる書類を提出することができる。

ア 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者

建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

イ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者

地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

ウ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者

補償コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

(6) 変更等の届出

申請後の変更等の届出については、第1の5（5）の規定を準用する。この場合において、第1の5（5）ア（エ）中「許可を受けた建設業の種類又は区分」とあるのは、「営業に関して法律上必要とされる登録等」と読み替えるものとする。

(資格の認定の取消し)

9 市長は、競争入札参加資格を有する者が地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11第1項に該当する者となったとき、又は不正の手段により当該資格の認定を受けたと認められるときは、当該資格を取り消し、その者にその旨を通知する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月1日から施行する。

(適用)

2 この告示の第1の2（9）に定める発注基準については、平成17年4月1日から適用する。

(旧告示の廃止)

3 静岡市建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定める告示（平成15年静岡市告示第47号。次号において「旧告示」という。）は、廃止する。

(経過措置)

4 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、旧告示に基づき、競争入札参加者に必要な資格を有していた者は、施行日においてこの告示に基づく当該資格を有する者とみなす。

5 平成16年3月1日前の申請に係る経営事項審査結果通知書及び総合評点は平成17年度に限り、この告示に基づく経営事項審査の総合評定値通知書及び総合評定値として用いることができる。

(平成17年度における主観的事項の数値の評定の特例) 平成17年7月1日改正 告示第257号

6 平成17年における競争入札参加資格の定期認定に係る第1の2(6)の主観的事項の数値の評定については、当該認定を受けた者について、その者の同年7月31日における第1の2(6)ウに掲げる項目に係る状況及び平成18年1月31日における第1の2(6)ウ、エ及びオに掲げる項目に係る状況に基づき、臨時に評定を行い、必要に応じ、第1の2(6)の総合点の付与及び第1の2(7)の等級格付の変更を行うものとする。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

7 蒲原町の編入の日の前日において、編入前の蒲原町の建設工事等の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示(昭和52年蒲原町告示第29号)(以下「蒲原町の資格告示」という。)に基づき、建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格を有していた者のうち、この告示に基づく建設工事の種類ごとの相当する競争入札参加資格を有していた者(この告示に基づく競争入札参加資格を有している者を除く。)は、平成19年3月31日までの間は、この告示に基づく競争入札参加資格を有したものとみなす。

8 前項の場合における等級の格付は、第1の2の(7)の規定にかかわらず、編入前の蒲原町において、蒲原町の資格告示に基づき競争入札参加資格を得るために提出された書類に基づき行うものとする。

9 蒲原町の編入の日の前日において、蒲原町の資格告示に基づき、建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加資格を有していた者のうち、この告示に基づく業種ごとの相当する競争入札参加資格を有していた者(この告示に基づく競争入札参加資格を有している者を除く。)は、平成20年3月31日までの間(この告示に基づき平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、競争入札参加資格を有することとなる者は、平成18年3月31日)は、この告示に基づく競争入札参加資格を有したものとみなす。

10 前項の規定にかかわらず、蒲原町の編入の日の前日において、蒲原町の資格告示に基づき、競争入札参加資格を有していた者で、この告示に基づく競争入札参加資格を有している者のうち、平成18年4月1日以降における競争入札参加資格に係る申請をしていない者は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間は、この告示に基づく競争入札参加資格を有したものとみなす。

附 則

この告示は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1の2(2)の改正規定、第1の2(11)の改正規定(「毎年」を「2年に1回」に、「とする」を「と読み替えるものとする」に改める部分に限る。)、第1の3(2)の改正規定(「((3)のただし書を除く。)」を削る部分に限る。)、第1の5(1)ア(ア)の改正規定、第2の8(1)アの改正規定及び第2の8(4)クの改正規定 平成22年12月15日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成23年4月1日

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年3月31日までを有効期間とする競争入札参加資格の認定については、第1の2(1)オの改正規定、第1の2(6)キの改正規定及び第1の3(1)カの改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年3月31日までを有効期間とする競争入札参加資格の認定については、第1の2(6)ウの改正規定、第1の2(6)カの改正規定、第1の2(6)キ及び第1の2(6)クの改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年3月31日までを有効期間とする競争入札参加資格の認定については、第2の2(1)の改正規定、第2の2(2)及び第2の2(3)の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。